

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年8月29日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300027 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300015 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成10年4月1日、喪失年月日を同年8月1日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成10年4月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年4月1日から同年8月1日まで

請求期間において、A社で厚生年金保険に加入していたが、当該記録が取り消されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における被保険者記録は、当初、資格取得日が平成10年4月1日、資格喪失日が同年8月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）は、平成11年1月4日時点で、平成10年8月1日から同年1月1日に訂正され、平成11年1月4日及び5日付けで請求者に係る当該被保険者記録の取消処理が行われていることが確認できる上、請求者と同様に、同日付けで、同社に係る被保険者記録が取り消されている者が47名、資格喪失日を平成10年1月1日に遡及して訂正されている者が22名確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿によると、同社が解散した日は平成10年7月31日と記録されており、同日までは同社が存続していたことが確認できるほか、オンライン記録上、同社には、訂正後の全喪日である平成10年1月1日以降も多数の被保険者が存在していたことがうかがえる。

また、A社の元代表取締役からは、請求期間当時の同社における社会保険料の滞納状況について具体的な回答が得られなかったが、同社の関連会社であるB社の元代表

取締役は、請求期間当時、A社は社会保険料を滞納していたことがうかがえる旨を回答している。

さらに、請求者の請求期間における雇用保険の記録から、請求者はA社の関連会社であるC社及びB社で継続して雇用保険に加入していることが確認できる上、請求者が請求期間において一緒に勤務した同僚として名前を挙げた複数名についても、雇用保険の記録は請求者と同様である一方で、A社における厚生年金保険の被保険者記録は遡及して取消処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成11年1月4日及び5日付けで厚生年金保険被保険者記録の取消処理を行う合理的理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、当該取消処理が行われる前の記録により、請求者のA社における資格取得年月日を平成10年4月1日、資格喪失年月日を同年8月1日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記取消処理前の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300051 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300002 号

第 1 結論

昭和 59 年 11 月から昭和 62 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 11 月から昭和 62 年 5 月まで

昭和 59 年 11 月に、個人事業所に転職したことを機に国民年金に加入し、当該事業所で厚生年金保険に加入するまでの間、給与から国民年金保険料が天引きされ、事業主又はその妻が保険料を納付してくれていたと思うが、請求期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 59 年 11 月に個人事業所に転職したことを機に、同月頃に国民年金の加入手続を行い、当該事業所で厚生年金保険に加入するまでの間、給与から国民年金保険料が天引きされ、事業主又はその妻が保険料を納付してくれていたと思う旨を主張している。

しかしながら、請求者が所持している年金手帳には改姓前の「A」姓は記載されておらず、昭和 59 年 12 月に改姓された後の「B」姓が記載されている上、当該年金手帳に係る記号番号（*）は、昭和 59 年 11 月 16 日の資格取得日に係る処理日からすると昭和 61 年 1 月頃に払い出されたと推認でき、昭和 59 年 11 月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と相違する。

また、請求者の転職先事業所の事業主又はその妻による保険料納付については、請求者がこれら関係者への照会を行うことに同意しておらず、請求期間当時の事情を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付や納付金額、納付する際に必要となる納付書等について、「覚えていない。」としており、請求者の妻も同様の回答をしている。

加えて、旧姓の「A」姓を含む複数の読み方による氏名検索及び国民年金手帳記号

番号払出簿検索システムによる調査を行ったが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求期間当時、請求者の住所地であったC市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿において、請求期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらず、請求期間後の住所地であるD郡E町（現在は、C市E町）が作成した同被保険者名簿には、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されている上、C市は、請求者の請求期間当時の保険料納付が確認できる資料について、「保存期間経過のため、請求期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。